分割払いによる取得ができます

こんなとき

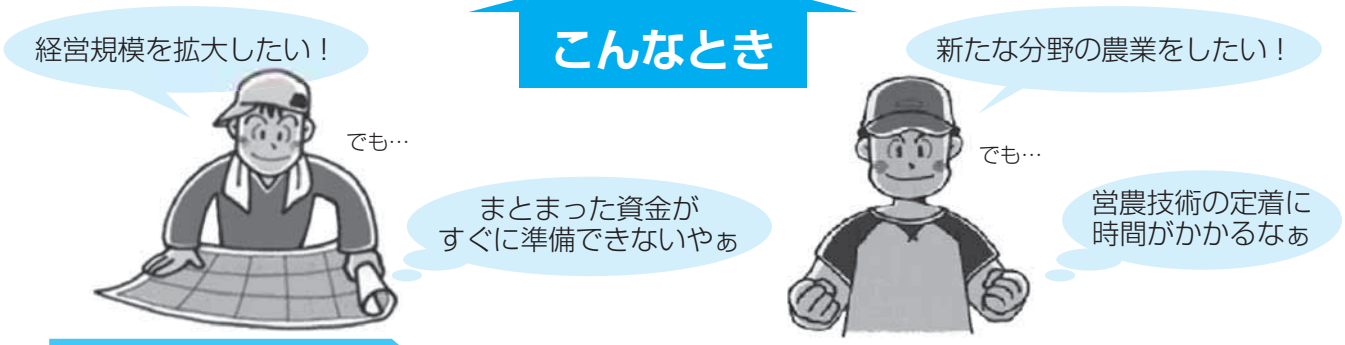

要　件　等

＊原則10年の年賦払い方式【土地代金を10回に分割支払した後に所有権を移転します】
＊事業参加申込書の提出【①認定農業者であること②1ha 以上の団地化要件③市町村の審査など】
＊不動産割賦売買契約書の締結【①物件の詳細②代金③支払い方法④連帯保証人など】
＊売買にかかる経費【土地代金の年１%（10 年で10%分）を内入金でお支払い】
＊ご希望の方はまず農業委員会事務局にお尋ねください。公社担当者が農業委員会へ出向き、希望者との面談のうえ、事務を進めていきます。
（事務手続きには２～３ヵ月かかることもございますので、お早めに!!）

農作業受託料相当額（５年分以内）を無利子で！

農作業を受託するとまとまった資金が借りられます

融 資 条 件 等

＊事業参加申込書の提出【①認定農業者であること②1ha 以上の団地化要件③市町村の審査など】
＊農作業の種類【基幹作業３作業以上】
＊受託契約年数【３年以上（５年契約の場合 ５年分の融資が可能）】
＊農作業受委託契約書の締結【委託者と受託者との契約】
＊保証担保【連帯保証人（農業生産法人の場合は構成員）】
＊貸付限度額【500 万円以内】
＊償還方法【年賦償還】
＊公社経費【貸付額の２%を差し引いてご融資】

ご希望の方はまず農業委員会事務局にお尋ねください。公社担当者が農業委員会へ出向き、希望者との面談のうえ、事務を進めていきます。